

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十九年六月十六日から同年十月十六日までに奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センターに到着するよう提出してください。

平成二十九年六月十六日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称）大宮通りコンベンション施設等
所在地 奈良市三条大路一丁目六六二―一の一部ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 PFI奈良賑わいと交流拠点株式会社
住所 奈良市高天町三八番地の三
代表者 森田 兼光
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
未定
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成三十二年四月一日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
三、四〇〇平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の位置及び収容台数
位置 届出書添付図面記載のとおり
収容台数 一四〇台
駐輪場の位置及び収容台数
位置 届出書添付図面記載のとおり
収容台数 一〇〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 届出書添付図面記載のとおり

面積 二五二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 届出書添付図面記載のとおり

容量 五三・二立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午前零時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 四箇所

位置 届出書添付図面記載のとおり

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後零時まで

八 届出年月日

平成二十九年六月七日

九 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター及び奈良市観光経済部産業振興課

十 縦覧期間

平成二十九年六月十六日から同年十月十六日まで。ただし、奈良県の休日を含め

条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

十一 縦覧時間

午前九時から午後五時まで